

東京都子供・子育て会議

第13回全体会議

議事録

1 日時 平成30年9月10日（月）14時00分～15時59分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

3 次第

1 開 会

2 検討事項

○ 東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況及び評価について

3 その他

4 閉 会

4 出席委員

柏女会長、河邊副会長、松原副会長、安念委員、伊東委員、内野委員、小野委員、河村委員、城所委員、久保委員、小山委員、今野委員、市東委員、杉崎委員、須藤委員、福元委員、山内委員、横田委員、吉岡委員、吉田委員、齋藤委員、清水委員、正木委員

5 配付資料

資料1 東京都子供・子育て会議委員名簿

資料2 東京都子供・子育て会議行政側名簿

資料3 「東京都子供・子育て支援総合計画」の概要と主な事業の実績（平成29年度末）

資料4 東京都子供・子育て支援総合計画 中間評価のための評価項目・アウトカム（平成28年度決定）

資料5 評価指標に係るグラフデータ

資料6 東京都子供・子育て支援総合計画スケジュール（案）

（参考1） 「東京都子供・子育て支援総合計画」のうち、目標を掲げている事業の進捗状況

（参考2） 「東京都子供・子育て支援総合計画」進捗状況一覧

（参考3） 都内の保育サービスの状況について（平成30年4月1日時点）

（参考4） 東京都待機児童対策協議会について

（参考5） 「経済財政運営と改革の基本方針2018（抜粋）」

「幼稚園、保育園、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）

（参考6） 「平成29年の地方からの提案等に対する対応方針（概要・平成29年12月26日閣議決定）」

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（第 8 次地方分権一括法）の概要」

（参考 7）東京都保育ニーズ実態調査報告書（平成 3 0 年 5 月）

（参考 8）児童相談体制の強化に向けた都の取組

開 会

午後 2 時 0 0 分

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 13 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、書記を務めます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の園尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたしまして、着席させていただきます。

それでは、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載しております。

資料 1 ～ 6 までと、参考 1 ～ 参考 8 までの資料を御用意しております。万一、説明の中で不足等に気づかれましたら、事務局までお申しつけください

続きまして、資料 1 によりまして、前回会議から変更になりました会議委員の御紹介をさせていただきます。

本日は御欠席となりますが、文京区の椎名部長に替わり加藤部長に専門委員に御就任いただいております。

本日の出欠の状況ですが、桶田委員、清原委員、篠原委員、成澤委員、矢島委員、加藤委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

安念委員から遅れて御出席との御連絡をいただいておりますが、全体会議委員 28 名中 22 名の御出席をいただいております、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

次に、東京都の出席者でございます。資料 2 の事務局名簿をご覧ください。人事異動により、新しく着任した者を御紹介いたします。

福祉保健局次長、少子高齢化対策担当理事、松川でございます。

本会議の幹事長を務めます福祉保健局少子社会対策部長、谷田でございます。

本会議の副幹事長を務めます教育庁地域教育支援部長、太田でございます。

書記、関係者につきましては資料 2 の事務局名簿の配付をもちまして紹介とさせていただきます。

本会議は公開であり、配付資料、議事録につきましては、後日ホームページで公開することを申し添えます。

それでは、この後の議事進行は柏女会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女会長 皆様方、こんにちは。まだまだ残暑厳しき折に、また御多用の中、お集まりをいただきまして本当にありがとうございました。

本日は、「東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況及び評価」についての議論が中心になります。

その議論をする前に、実は報告事項がたくさんありまして、その報告事項も御意見をいただく中で関係してくると思いましたので、事務局と相談して、先に報告事項をさせていただいて、さまざまな資料等について御説明いただく。そして、その後、この進捗状況について御説明をいただいた上で、たっぷり時間をとって報告いただいたものを含めて御意見、御質問を頂戴したいと思います。そんな流れで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女会長 ありがとうございます。他の会議でも、自治体の会議でも、国の内閣府の子ども・子育て会議でも、第2期の計画の策定に向けてのキックオフが始まっております。そういう意味では、この東京都の子供・子育て会議もそちらの方向に向かって足を踏み出していく形になると思いますが、それをしていく上でこれまで行ってきた事業の進捗状況、そして評価というのはとても大切な基礎の部分になりますので、本日は積極的な御意見を賜ればと思います。

それでは、まず報告事項について、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳橋福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の柳橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この後、各担当が着座のまま交代しながら説明してまいります。御容赦くださいませ。

それでは、参考3、「都内の保育サービスの状況について」を御準備いただければと思います。

7月30日、東京都からプレスリリースをしておりますが、「都内の保育サービスの状況について」でございます。

上段の四角囲みの中をまずご覧ください。「保育サービス利用児童数」ということで記載がございます。1万6,059人増加ということで、昨年4月と比べまして本年の4月、この1年の間に保育サービスを利用するお子さんの数が過去最大増えています。

一方で、「保育所等利用待機児童数」です。こちらは5,414人ということになりまして、昨年4月に比べまして3,172人減少しております。この5,414人という水準でございますけれども、リーマンショック前の平成20年4月の水準とほぼ同水準となったところでございます。

それから、下の四角囲み、「区市町村別の状況」です。資料をひっくり返していただくと、各区市町村別の待機児童数、保育サービス利用児童数、あるいは就学前児童人口などの記載がございますけれども、概略を資料の1枚目下段に記載していますので、こちらをご覧ください。

まず、保育サービス利用児童数が最も増えたのは世田谷区の1, 192人、次いで杉並区の944人、それから品川区となっております。

一方、待機児童数が多い区市町村は、世田谷区が486人、それから江戸川区の440人、目黒区の330人と続いております。

3つ目の待機児童数の増加が大きい区市町村です。待機児童というと23区の課題というふうにも見られがちでございますが、今回、国分寺市で110人と最も増加したところでございます。次いで墨田区、練馬区と、こちらは50人を切る増加幅ではございますが、伸びている状況です。

今回、特徴的なのは、再び資料をひっくり返して表4をご覧くださいければと思いますけれども、一番右の列に増減のところがございます。待機児童数の増減ではかなり「△」が目立つ状況となっており、昨年度から待機児童数が減少した区市町村は34自治体ございました。こちらは昨年度24自治体でしたので、待機児童数を減らされた区市町村が大幅に増えたということです。都としては、この間、認可保育所を始めとする各保育サービスの整備等を支援し、各区市町村の皆さまが精力的に取り組まれた結果というふうに受けとめております。

参考3については簡単でございますが、説明は以上です。

続きまして参考4、横の1枚物の資料になります。「東京都待機児童対策協議会について」をご覧ください。

ただいま御説明した待機児童の状況であります、待機児童はかなり減ったとはいうものの、依然として5, 414人いる状況でございます。都としては、引き続き2019年度末の待機児童解消に向けて取り組んでいきたいということが前提となりますが、左上の「協議会概要」というところをご覧くださいと思いますが、今般、国で法改正がございました。子ども・子育て支援法の附則の中に、都道府県が待機児童対策を推進するため、こうした協議会というものをつくるということが定められました。その下に書いてありますが、法改正に先駆け、都では、平成28年度、29年度と待機児童の多い区市町村の首長様を中心にお集まりいただきまして緊急対策会議というものを2回開催してまいりました。

今回の法改正を受け、我々としては、都がこれまで独自にやってきた会議体を法に則した協議会と位置づけて、引き続きやっていこうということで現在取り組んでいるところです。

「組織」としては左の中段にございますが、親会と、それから部会を2つ、およそ中央線の上と下、北と南という形で部会を分けさせていただいております。区市町村、参加自治体数は右上でございますが、現状50区市町村となっております。

ただ、こちらはもう少し増える見込みがございます。

今年度の協議事項でございますけれども、この協議会発足に先駆けて区市町村の皆さまからこういったテーマで議論を進めていくことを希望するかというような調査を行

いました。その中で、御意見の多かったものを中心に現在、議論を進めているところでございます。資料右側の中段にございますが、協議事項としては多様な保育の受け皿、あるいは保育人材の確保・育成、地域型保育事業、その他とそれぞれの視点で、議論を進めているところです。具体的には、ここに記載がありますような医療的ケア児の受け入れについてですとか、あるいは地域型保育事業の連携施設の確保状況など、そういったものについて意見交換を進めているところでございます。

下段に、「年間スケジュール」がございます。親会を今のところ1回、それから部会を計5回、これまでに開催しているところでございます。今後、また親会を開催し、その後、部会を適宜開催してまいりたいと思っております。今年度で終わりという会議体ではございませんので、継続的にこういった場を通じて都の情報、国の情報というものを区市町村の皆さんにお伝えしていくとともに、各区市町村の課題を都としても吸い上げて課題解決策の議論、さらには待機児童解消につなげていきたいということで考えております。

参考4については、以上でございます。

- 多田福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長　続きまして、認証・認可外保育施設担当課長の多田でございます。座って説明させていただきます。

私からは、国の政策である幼児教育、保育の無償化について、国の動向について説明させていただきます。

資料としましては、参考5をご覧くださいと思います。この資料ですけれども、1～5枚目までが「経済財政運営と改革の基本方針2018」、いわゆる骨太方針を抜粋した資料、そして6枚目以降が無償化の対象範囲を検討する検討会の報告書となっております。概要について、説明させていただきます。

まず、1ページ目です。1ページの1のところに記載のとおり、無償化の内容ですけれども、3歳～5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用に加えて、それ以外の、いわゆる認可外保育施設についても、保育の必要性が認定された子供については、無償化の対象となります。さらに、0歳～2歳児につきましては住民税非課税世帯が無償化の対象となります。

認可外保育施設の無償化の内容についてですけれども、2ページをご覧くださいませうでしょうか。次のページです。

まず、対象者です。対象者につきましては、認可保育所への入所要件と同様に保育の必要性があると認定された子供です。そして、対象となるサービスですけれども、幼稚園の預かり保育のほか、認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育となっております。

さらに、無償化の上限額になります。無償化の上限額は認可保育所における月額保育料の全国平均額である3.7万円、幼稚園の預かり保育につきましては幼稚園保育料の無償化上限額2.57万円を含めて3.7万円まで無償化となります。

なお、0歳～2歳児の無償化の額については4.2万円となっております。

続きまして実施時期、次のページになりますけれども、実施時期は3ページ記載のとおり2019年10月からの全面的な実施を目指すとなっております。

全体的な概要ですけれども、最後から2ページの資料をご覧くださいでしょうか。右肩に（参考資料）と書いているものです。ここに「幼児教育無償化の具体的なイメージ」と書かれていますので、これを御確認いただきたいと思います。

図の上段側ですけれども、保育の必要性の認定がある子供となっております、幼稚園、保育所などは無償となります。また、認可外保育施設につきましては月額3.7万円まで無償となっております。

図の下段になりますけれども、これは保育の必要性がない子供となっております、幼稚園等は無償となりますが、幼稚園の預かり保育、また認可外保育施設は無償化の対象外となっております。

さらにその下段ですけれども、住民税非課税世帯につきましては0歳～2歳児につきましても4.2万円まで無償となるというのが国の幼児教育、保育の無償化の概要となります。

私からの説明は、以上となります。

○柳橋福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 続いて、参考6を御説明します。

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】」という資料をご覧ください。こちらは、昨年12月26日に閣議決定をした内容となっております。

まず1番の「基本的考え方」に記載がございますけれども、平成26年以降、地方分権改革に関しまして、地方自治体と国との間でこのような仕組みがございます、この仕組みを通じてさまざまな提案、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務づけ・枠づけの見直し等が推進されている状況がございます。この資料は、昨年末に決定した29年に地方から国に提案があったものになります。

1枚おめくりください。29年の主な案件の中に、本会議が所掌している幼保連携型認定こども園にかかわる部分もございますので、御紹介させていただきます。

右側、「人づくり・医療・福祉」の欄です。【地域の創意工夫によるサービス充実・待機児童の解消】の上から2つ目、「保育所等の面積基準の見直し」、これが1つです。

それから、右下の「4.地方分権改革の取組強化等」のところでは【権限の移譲】、上の段の「・」の2つ目です。「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲」、これらが関連する項目となっております。

さらに、もう一枚おめくりください。規制緩和や、権限の移譲については法改正、あるいは規則で対応するもの、さまざまございますけれども、まず上段、Aの「地方公共団体への事務・権限の移譲」の下段です。これは法律改正を伴うものになりますが、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等」ということがございます。

東京都では中核市というのは八王子市が該当します。これまで八王子市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について東京都が本来、権限を持っていたのですが、中核市移行の流れの中で事務処理特例という地方自治法上の例外的な扱いにより、今回の権限移譲に先行して八王子市が事務を処理している状況がございますので、実質的な影響は無いかということでございます。

ただ、これが法的に措置されたということでございます。

それから、下段のBの欄でございますが、「・」の3つ目です。「幼保連携型認定こども園に係る居室床面積基準の標準特例」、それからその下、「保育所等の利用定員の設定・変更手続の見直し」、この2点の項目も関係がございます。

まず上の居室床面積基準の標準特例というのは、認可保育所ではこれまでも2歳未満のお子さんの面積基準につきましては、国で従うべき基準と定められているわけなんですけれども、標準とするという規制緩和がなされ、都では弾力運用で2.5平米まで認めるというような措置が講じられております。この措置は認可保育所だけでなく、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園についてもこの考え方が準用されております。認定こども園のうち、幼保連携型だけがこれまで措置されていなかった状況がございましたが、今回の動きを受け、都として必要な対応を行い、制度間での整合を図ってまいりたいと考えております。

それから、利用定員の設定変更につきましては、これまで事前に区市町村から都に対しての申請が必要でございましたけれども、事務手続のスピードアップという観点から、事後での報告で良いということに変わっていくこととなります。

私からの説明は、以上です。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長　引き続きまして、参考7をご覧ください。5月18日に公表いたしました保育ニーズ実態調査の調査結果報告について御説明させていただきます。

1枚目の資料が公表資料となりまして、おめくりいただきまして以降の資料が実際の結果報告書となります。

下側にページを付番しておりますが、報告書の3ページに調査結果の概要を記載しております。本調査は保育や子育て支援サービスの利用意向等、施策展開に活用するために就学前児童がいる約3万8000世帯を対象に昨年8月～9月にかけて実施し、回収率は34%と、多くの皆様に御協力をいただいた調査となります。

1ページ目の目次にお戻りいただきまして、「2 都民調査結果」と下段の「Ⅱ 今後の保育サービスの見込み」については、2月の会議の際に御報告させていただいた内容でございます。

今回新たに盛り込んだ箇所は中段の「3 企業調査」「4 企業ヒアリング調査」と、2ページの「Ⅲ 参考資料」としまして単純集計結果や調査表等の詳細データの部分となります。

企業調査は、保育サポートに力を入れている都内の民間企業200社を対象に、インターネットにより調査を実施し、さらに5社にヒアリング調査を実施した内容となっております。2月5日の会議において、調査結果の主な内容について御報告させていただきましたので本日は触れませんが、この調査結果を踏まえまして保育サービスの整備目標を6,000人上積みしております。

保育ニーズ実態調査の説明は、以上でございます。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 それでは、続きまして参考8を御説明させていただきます。家庭支援課長の竹中と申します。

本年3月に発生いたしました目黒区5歳児虐待死事件を受けまして、児童相談体制の強化に向けた東京都の取り組みについて現在、進めているところでございます。それについて、少し御説明をいたします。

まず1つ目でございますが、「警察との連携強化」をしていくということで、今まで行っていた協定の見直しというところで、情報共有の範囲の拡大とか、それから子供の現認を拒否する親等の対応が難しい場面において、警察への援助要請が躊躇なく行えるような対策につきまして、警視庁と今、動いているところでございます。

2つ目は、東京都独自の安全確認行動指針を策定するというところでございます。児童相談所が子供の安全確認の手法や出頭要求、立入調査などを行う判断基準などを掲載する指針を策定しているところでございます。

3つ目につきましては、虐待を防止するためのLINEを活用した相談窓口を開設するというところで、今年11月にトライアル実施ということで、既にライン社と連携協定を締結しているところでございます。

4つ目につきましては、「全ての子供を虐待から守る環境づくりを進めるため都独自の条例を策定」するというところで、現在児童福祉審議会の部会で検討を進めているところでございます。

そして5番目、「児童相談所の体制強化」ということで、児童福祉司、児童心理司の増員も現在進めているところでございます。

6番目ですけれども、「児童相談所の法的対応力の強化」というところで、法的手続の対応や児童相談所への速やかな助言を行っている現在の法的体制の充実を今後やっていくということでございます。

7番目は「24時間365日子供を見守る体制の強化」というところで、一時保護所の職員の増員など、現在詳細を詰めているところでございます。

8番目、「地域でのネットワークの強化」というところでも、区市町村の取り組みの充実を支援するというところで動いております。

9つ目は、全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げております。6月21日に第1回を開催していますが、児童虐待の防止というのは福祉保健局だけではなく全ての局、全ての方々の連携によって子供を見守り、それから予防等も含めて早期発見、対応も含

めてやっていくというところで、全庁一丸となったプロジェクトチームを立ち上げております。

そして最後、10番目ですが、「国への緊急要望の実施」ということで、6月13日に実施しておりますが、今回の事案につきましては香川県と東京都の情報連携のあり方というのも一つの課題だということ示しておりますけれども、そういった意味で自治体間での情報共有等について、全国統一のルールとして対策を強化するよう、国に対して要望を6月13日に実施しており、7月20日の国の緊急対策の中で反映されております。

以上、私からの説明となります。

○柏女会長 ありがとうございました。

それでは、今かなり大量のものを手短に御報告いただいたのですけれども、これについて後から御意見などは頂戴したいと思いますので、その意見をいただくための御質問等があれば1つ2つ、時間的には5分くらいになるかと思うのですが、頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、このことに決め打ちして意見は言っておきたいという方でも結構です。何かございましたらお願いしたいと思います。

では、市東委員お願いします。

○市東委員 民生委員をしております市東と申します。

参考の5のところで御説明いただきましたけれども、ここでお話することが適当かどうかはちょっとわからないのですが、子供の給食をコンビニで支払うというようなことが言われましたが、さまざまな無料化が言われているところで、給食費の無料化というのは考えられることではないでしょうか。考えてもいいのではないかという思いがあります。

というのは、先生方の負担がかなり多く、いわゆる困窮者だけが払わないのではなくて、親の価値観みたいなものが左右されて混乱しているというようなことを言われていますので、ちょっと提案をさせていただきたいと思います。

○柏女会長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○市東委員 はい。

○柏女会長 給食費の無償化を進めていく必要があるということですね。ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

では、久保委員どうぞ。

○久保委員 参考4の「東京都待機児童対策協議会について」の御報告がありましたが、それについて御質問、御意見なんですけれども、都と区市町村の担当のメンバーとして協議会への取り組みが始まっているということに関しては非常にありがたいことだと思っております。

そこで確認なのですが、私ども連合の組合員からも、待機児童の解消のために保育の質を反対に後退させるような議論が行われることがないかという懸念の意見が

ございます。具体的には、規制改革推進会議の第二次答申にありますような人員配置などの上乘せ基準の見直し議論ということに関してなのですが、協議会では待機児童対策として保育の質の向上や保育人材の確保などが議論されている方向性ということとよろしいでしょうか。そういう御質問でございます。

○柏女会長 では、事務局からお願いします。

○柳橋福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 事務局、保育支援課長です。

御意見ありがとうございます。現在のところ、先ほど御紹介したような多様な保育の受け皿についてですと、例えば医療的ケア児の受け入れに関し先行して取り組んでおられる自治体から、その取り組みというものはいかなる体制でやっているのかとか、そういった事例の共有というところに力を注いでいるところです。

お話にありましたような、どちらかという規制を緩和するような、あるいは保育の質と関わりのある内容について議論したいという御要望が区市町村から多数あれば、この協議会において議論していく必要はあるとは思っております。

今のところ、そういった御意見も無いわけではないのですが、全体的には待機児童解消に向けた取り組みであったり、保育の質の向上に向けた取り組みなどに関する関心が高いと認識しておりますので、今はそういった運営を行っている状況でございます。以上です。

○柏女会長 よろしいでしょうか。そういう懸念があるということは、意見としてまた聞いておいていただければと思います。ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、次の本番の議論の説明に移りたいと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、続いて進捗状況と評価について事務局から御説明をお願いいたします。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、本日の検討事項、総合計画の進捗状況及び評価について御説明いたします。資料3をご覧ください。

本計画は27年度からの5カ年計画で2月の全体会議の際に28年度の実績を御報告させていただきました。本日はまず、29年度の実績について御報告させていただきます。

資料3は総合計画で目標を掲げた取り組みに加え、計画の5つの目標をそれぞれ網羅する趣旨で主な事業の実績をまとめております。こちらの資料は、参考1、参考2を基に作成しております。

参考2は計画の中間見直し前の267の全事業の実績を掲載しており、参考1は参考2の中から目標を掲げている取り組みに含まれる事業を抽出したものでございます。各事業の細かなデータについては、こちらの資料を御参照ください。

資料3に戻っていただきまして、1ページ目の下段、「目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」の「1 妊娠・出産に関する支援の推進」から2ページ中段、「2 安心できる小児・母子医療体制の整備」というように、

目標の中のそれぞれの項目について章を設け、概要と主な事業実績を記載しております。

2 ページの上段の網掛け部分にあります「★」印のついたものにつきましては、総合計画で具体的な数値目標を掲げた取り組みとなります。

時間の制約もございますので、主要な部分のみ抜粋して御説明いたします。

2 ページの上の網掛け部分、生後 4 カ月までに乳児のいる全ての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」の 29 年度実績は 56 区市町村、特に養育を支援することが必要な家庭を訪問、支援する「養育支援訪問事業」は 54 区市町、全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職がかかわり、出産・子育てに関する不安を軽減し、各家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行う「ゆりかご・とうきょう事業」は 41 区市町村で実施されております。

これらの事業を区市町村が地域の実情に応じて実施していただき、31 年度に 62 区市町村で切れ目のない支援体制を構築することを目指しております。

5 ページをご覧ください。「目標 2 乳幼児期における教育・保育の充実」でございます。

中段の「2 保育サービスの充実」としまして、待機児童の解消や都民の多様な保育ニーズに応えるため、認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業など、サービスを組み合わせた供給体制の整備を推進しております。

網掛けの箇所ですが、計画策定当初においては 26 年 4 月の保育サービスの利用児童数 23 万 4911 人から、30 年 4 月までに 4 万人の利用数の増を目標としておりましたが、30 年 4 月時点で当初目標に対して 5 万 8856 人増と当初計画を大きく上回る実績となっており、計画の中間見直しでは 29 年度からの 3 年間で 6 万人増と目標を上方修正しております。

何枚かおめくりいただきまして、10 ページからが「目標 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」となっております。

「児童虐待の未然防止と対応力の強化」ですが、子供の保護やケア、保護者の支援や家族再統合、アフターケア等の取り組みや、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化するとともに、29 年度には児童福祉司 23 名、児童心理司 13 名を増員するなど、児童相談所の体制と取り組みの強化を実施しておりますが、先の報告のとおり、より一層の体制強化を図ってまいります。

進捗状況についての説明は、以上となります。

引き続きまして、資料 4、資料 5 について御説明させていただきます。

計画の点検評価につきましては、今御説明しました個別の事業の進捗状況に加えまして、計画全体及び目標ごとの成果、アウトカムについても点検評価することとしております。

資料 4 は、第 2 期の子供・子育て会議におきまして御意見をいただいた評価指標となり、この指標を用いて作成したのが資料 5 のグラフデータでございます。資料 4 と資料

5を交互に御説明いたしますので、大変恐縮ですが、両方合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

資料4の1ページ目、「目標1（1）目指す成果」といたしまして、「区市町村が、妊娠期から子育て期にわたって、きめ細やかな支援を切れ目なく提供できている」としておりまして、そのアウトカムとして①の1つ目の「○」で「妊娠期・子育て期の相談窓口の認知率の増加」を挙げております。

資料5の1ページ目をご覧ください。このデータは、昨年度実施した福祉保健基礎調査結果によるものでございます。上段グラフ、妊娠期の「利用あり」の中で利用が高いのは保健所・保健センターで26.2%、いずれの相談先も「利用なし」が「利用あり」を上回っており、その理由として「知らなかった」という比率が最も高いのはゆりかご・とうきょう事業の54.5%、次いで妊娠相談ほっとラインの49.2%、次いで利用者支援事業47.8%となっております。いずれの事業も、開始して間もないということもあり、引き続き区市町村を通じ、事業の普及啓発に努めてまいります。

同じく、グラフデータ2～3ページをご覧ください。こちらのグラフは、目標1（1）の妊娠等の健康管理への意識の高まりのアウトカムとして、妊娠届け出率や各種健診の受診率等となります。5年間でいずれの率も上昇しておりまして健康管理への意識は高まりつつあります。

未受診者に対しましては、区市町村の保健センターでは書面や電話による案内等の実施や状況に応じた家庭訪問、乳幼児全戸訪問事業など、予防接種等の状況確認をするとともに、必要に応じて他の機関と連携して支援をしているところでございます。

資料4の1ページ目に中段の「（3）子育て家庭を地域で支える仕組みの充実」といたしまして①の「子育て家庭を支援する体制は整備されたか」について4つのアウトカムを設定しております。

1つ目の「子育てひろば事業等へ参加したことの人の割合の増加」について、資料5の4～5ページのグラフを作成しております。

4ページ上のグラフ、参加の状況ですが、左端の子育てひろば69.9%、両親学級等47.7%など、サービスの利用は増加している一方、右から3番目、子育てサービスに参加したことはないという割合が上昇しております。

また、5ページの「あればよいと思う在宅支援サービス」の緊急時に預かってくれるサービスを求める割合が徐々に増加し、在宅サービスのさらなる提供は不要と思う人の割合、丸で囲った部分ですが、「特にない」と回答した方の割合が減っております。緊急時に預けたいというご要望に応えるショートステイ事業の拡充を図る必要があり、区市町村を支援するための補助事業を今年度から開始しているところでございます。

引き続き、資料5のグラフデータ、8ページをご覧ください。「子育て家庭に対する支援に満足しているか」に対するアウトカム、「子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスが充実していると考える人の割合の増加」ですが、この項目は23年度以前のデ

ータはございませんが、「そう思う」「ややそう思う」が24年度調査より29年度調査では3.2ポイント上昇し、46.9%となっております。引き続き、ゆりかご・とうきょう事業等の実施の促進を図ってまいります。

時間の制約もございますので、ここからは資料5のグラフデータの各目標の中でポイントを絞って御説明をさせていただきたいと思います。

資料5の9ページから「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」のグラフデータでありまして、「(1) 就学前教育の充実」の「目指す成果 質の高い幼児教育が確保されるよう必要な支援が実施されているか」につきましては、こちらの会議の議論におきまして29年度基礎調査から新たな設問として加えたところですが、「そう思う」「ややそう思う」は38.9%で、「あまりそう思わない」「そう思わない」の42.1%をやや下回っております。引き続き、就学前教育カリキュラム改訂版の普及啓発や私立幼稚園等の助成、認定こども園の開設準備等の一部補助を引き続き実施し、充実を図ってまいります。

おめくりいただきまして10ページ、保育サービスの質の確保の評価指標に対する3つのグラフデータを掲載しております。中段の保育サービスの質の向上の施策が充実していると思う人の割合について、「そう思う」「ややそう思う」が29年度の35.2%で、前回調査から3.6ポイント増加し、その下の第三者評価利用者調査で子供の気持ちを尊重した保育サービスがされていると思う人の割合についても、「はい」が28年度は87%と徐々に増加しております。

都では、29年3月から認可外保育施設に対し巡回指導チームを編制し、全ての施設を年1回訪問し、衛生管理や午睡中の事故防止等の指導を実施しております。引き続き質の向上に努めてまいります。

また何枚かおめくりいただきまして、16ページをご覧ください。こちらは「目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実」の「(3) 放課後の居場所づくり」に関して、小学生の子供を預けられるサービスの整備が必要だと思う人の割合ですが、丸で囲んである部分、平成19年度10.5%、24年度は12.7%、29年度では14.7%と年々増加しております。計画の中間見直しで、32年5月までに学童クラブの登録児童数を1万9000人増やすこととし、設置促進のための補助等を実施しているほか、今年度から新たに子供の居場所創設事業や子供食堂推進事業を開始しております。

18ページをご覧ください。グラフデータ上段の、「目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」の「(1) 児童虐待の未然防止と対応力の強化」の中の評価指標であります児童虐待に対する認識は高まっているかについてのアウトカムといたしまして、相談件数の増加とあわせまして丸で囲っております「近隣・知人」からの相談対応も増加しております。

一方、19ページのグラフデータ上段の「虐待通告義務の認知度」につきまして、「通告義務があることを、通告先含めて知っている」が23年度の26.9%から28年度

には22.8%と4.1%減少しております。

また、その下のグラフ、「児童虐待防止対策に関する施策が充実していると思う人の割合」については、「そう思う」「ややそう思う」の割合は24年度24%から、29年度23.9%と横ばいの状況です。27年度から児童相談所全国共通ダイヤル189の開始や、11月の児童虐待防止月間に毎年さまざまな普及啓発を行っておりまして、先ほども説明がありましたとおり、今後児童相談体制強化に向けてさまざまな取り組みを開始してまいります。

21ページをご覧ください。グラフデータ上段の同じく「目標4（2）社会的養護体制の充実」の項目で、施設等の指導・支援、進路相談について満足している退所児童数の割合ですが、施設で経験したことが「大いに役立った」が引き続き4割を超えているとともに、「大いに役立った」と「少し役立った」を合わせた割合が23年度の73.6%から81%に7.4ポイント増加しております。

その下のグラフ、退所に向けた施設の指導等についても、「大変満足している」「ほぼ満足している」を合わせた割合が、23年度65%から28年度には69.6%と、4.6ポイント上昇しております。自立支援コーディネーター等の配置の取り組みによりまして、引き続き支援の充実を図ってまいります。

26ページをご覧ください。こちらは「目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」の（1）ライフワークバランスの項目、「①家庭生活との調和がとれた職場づくりの推進に関する施策が充実していると思う人の割合」ですが、24年度の21.7%から29年度24.3%と2.6ポイント増加しております。

また、27ページ上段のグラフは「育児休業取得率」をグラフにしたものでございます。育児休業取得率は、過去1年間に出産した女性、もしくは男性の場合は配偶者が出産したときに、男性が育児休業を取得された方の割合でございますが、男性の場合は23年度の1.8%から28年度7.44%と5.6ポイント増加しております。取得期間としましては、1カ月未満が6割となっております。

次の女性の「育児休業取得率」につきましても、28年度94.1%と増加しております。

31ページをご覧ください。ワークライフバランスについて家庭での意識は高まったか、夫婦のコミュニケーション増加について一番上の項目の「心配事や悩みごとを相談する」の「よくある」「ときどきある」を合わせた数値は、24年度の77%から、29年度は75.8%に、また3番目の「その日にあったことについて話し合う」が24年度の79.9%から29年度には78.6%とやや減少している項目が多い状況にあります。

今回のグラフデータの出典の多くが、昨年度実施した福祉保健基礎調査結果となっております。速報で公表されているデータを活用しております。全体の調査結果の公表は今年10月を予定しており直近のデータがないものも多くございます。次回の会議の際にはそ

の調査結果も含め御報告し、2020年を始期とする次期計画の改定の議論につなげてまいりたいと考えております。

進捗状況及び評価についての説明は、以上でございます。

○柏女会長 参考1、参考2の説明はいいですか。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 参考2は中間見直し前の全ての実績ございまして、参考1は目標を掲げている取組に含まれる事業を抽出したものでございます。参考にお配りしているものでございます。

○柏女会長 ありがとうございます。

今、2時50分になろうかというところですので、1時間ぐらい御意見あるいは御質問等を頂戴することができるかと思います。皆様方の御協力によってかなりの時間をとることができましたので、ここからは皆様方からさまざまな御意見、御質問を頂戴していきたいと思います。特にどれに限定して進めていくとかということはいたしませんので、今お話があった進捗状況評価の内容を中心としてコメントや御質問のある方は、ぜひ挙手をお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですのでどうぞ、ございましたらお願いしたいと思います。

須藤委員、お願いします。

○須藤委員 都内で保育施設を20カ所ほど運営しております須藤と申します。

先ほど御質問の中で、保育の質を犠牲にしてまで待機児童対策を進めることはないということが趣旨としておありになったと思います。その中で、本当に事業者からすると人の確保というのはのびきならないようなところまでできているというのが実情だと思っています。

今回、東京でも恐らく200カ所以上の保育園ができたわけですが、そこで必要な保育士というのは3,000人ぐらいいるんだろうと思います。3,000人ぐらいいる中で、東京の保育士の養成施設の卒業生は何人いるかというと、恐らくその範囲にも入らないぐらいしか卒業生はいません。ですから、東京が基点となって今、全国的に保育士不足になってしまっています。

弊社の場合ですと36名ほど新入社員を採っているんですけれども、そのうちの9割が実は東京ではなく地方というような状態です。現在は、本当にぎりぎりのところでバランスをしているような状態だと思われますので、この先もお保育施設の施設数を増やすことで待機児童解消ということであれば、保育士の質の担保をしながら、保育士数の柔軟的な運用というのが私は必要なかなと思っていますので、それは一考に値するのではないかと考えております。

あと2点ほどあるんですけれども、休日保育と夜間保育について遅々としてそれほど進んでいないと思うのですが、これは今、申し上げたとおり、圧倒的な人手不足の中で夜間をやるといっても本当に人手がいません。休日をやるといっても、いけません。実は、弊社は全20施設のうち2施設において日曜日、祝日の保育を展開しておりましたけれ

ども、人手不足から諦めざるを得ないという状態になっているという事実がございます。

したがって、この休日、夜間等につきましては、私はやはり公立園が率先してやっていただくという方向で検討いただけないかと思っております。民間では、なかなか今ここに手を出すほどの余力のある事業者はいない。ボランティア精神だけでやれという状態になっているような気がいたします。

最後の1点は、学童施設についてです。弊社は一昨年ほどから学童施設を運営しているんですけども、いただいている予算の範囲でいきますと正社員を雇うのは1人が精いっぱいという状態です。何人いるかという、30人の子供に対して大体1人の正社員、あとは学生のアルバイトさんという陣容です。

より質の高い保育を展開するためにも、人件費相当の部分に関してはぜひ予算の配分を少し増していただければと思っております。以上となります。ありがとうございました。

○柏女会長 ありがとうございました。とても貴重な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

最後に、事務方からいただいた御質問も含めてコメントを頂戴しようと思っております。できるだけたくさんの方から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

久保委員、お願いします。

○久保委員 資料3で「東京子供・子育て支援総合計画」、資料5でそれにかかるグラフデータを御提示いただきました。その中で、東京都内における現在の保育サービス利用状況の公表ということで、待機児童数は大変減っておりますので、東京都の子供政策への支援の充実が非常にわかるものであると思っております。

ただ、一方で、子供の成長段階に応じた支援の充実ということで、放課後の居場所づくりのお話があったかと思うんですが、小学生の子供を預けられるサービスの整備については必要だと思える人が増えているということでございますので、現在、子育てをしながら共働きをする方も増えており、母親の就業率が上がっているということで、今後さらにそういうことが予測されていると思います。

そこで、先ほど、今後さらに支援の充実を図っていただけるという御説明がございましたけれども、今年の学童クラブ事業の充実に関連する数字などまとまっておられましたらお示しをいただければありがたいと思います。以上です。

○柏女会長 数字は、後からでもよろしいですか。

○久保委員 はい。

○柏女会長 ありがとうございます。保育所の就園率が上がると、今度はそれが放課後児童クラブにはねてきますので、そこがこれから第2期計画では大きな課題になってくるのだらうと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

では、今野委員お願いいたします。

○今野委員 総合計画の中の目標の2の「幼児期における教育・保育の充実」の中の3番、「認定こども園の充実」というところ、今回特に細かい報告はなかったようなのですが、この数字をこの報告書を見ながら見ていて、この数ですね。120施設、昨年度からすると、昨年度が109施設ですから11施設増えたということで充実の報告の内容なんですが、これは全国的に見ると昨年度は全国で4,001施設、今年度5,081施設で1,080施設増えているんです。

その中で、東京都はその中の本当に11だけという数字なんですけど、もちろん先ほどからお話になっている待機児童という部分があって、保育所がなかなか認定こども園になっていかないという現実があるのですけれども、認定こども園を充実していくことのメリットというのはとてもあるはずなので、全国から比べると余りにも東京都の数が少な過ぎるというのをすごく数字的に感じています。

全国のデータをちょっと調べてみたんですけども、大阪府に関しては505施設の認定こども園がございます。東京120というのはやはり余りにも少ないのかなと思っていますので、ぜひ次期目標のところの数字でここをもうちょっと大きくとっていきなさんじゃないかと考えています。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。幼保一体化に向けて、政策を協力的にインセンティブが働くような推進をしていく必要があるんじゃないかという貴重な御提案だったと思います。

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

城所委員、お願いいたします。

○城所委員 参考6なのですが、「改正内容」のB、3つ目の「幼保連携型認定こども園に係る居室面積基準の標準特例」ということで、数年前にたしか認可保育所に対しても、やはり都内は狭くて園庭もとれない中で、都内の認証保育所さんが2.5平米でやっているということで、これはもうやむなしというところで認可保育所の保育部会も、東京都さんがそういうことをしなければ区市町村がやりたくてもできないということで、そこはもうやむなしと思っていたところで、認定こども園に対しても同じ基準をとることなので、これもやむを得ないのかなと理解してはいるんですが、実態としてはその認可保育所の中で3.3平米から2.5平米に区市町村がそういう条例ですからつくったとしても、利用というか、そういう基準でやっているところというのは私も部会の中でも余り把握していないので、そういう状況が認可保育所の中であるのであれば件数等をお示しいただければと思います。

○柏女会長 それは御質問ということですので、最後にまとめてお願いをしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。お一人1つ以上は必ず質問できるかと思いますので、ぜひお願いいたします。

杉崎委員、お願いします。

○杉崎委員 御説明、ありがとうございました。御説明を拝聴しておりますと、例えば保育人材の確保ですとか、資料の中にもございましたが、ライフワークバランスの推進、また、保育所の設置に適した場所、土地の確保といったような面をはじめとした子供・子育て政策について、東京都の各局で連携して推進していただく必要があると思っております。

本日も福祉保健局さんのみならず、いろいろな局の幹部の方が御出席ですけれども、ぜひこうした一連の政策については各局がより連携して進めていくことに重点を置いていただきたいと考えております。以上です。

○柏女会長 ありがとうございました。これも、とても大切な御意見ではないかと思えます。

ほかはいかがでしょうか。

横田委員、お願いいたします。

○横田委員 横田です。

参考6の2枚目で、先ほど保育所等の面積基準の見直しの話もありましたけれども、その下の行にあります、家庭的保育事業等の要件緩和、連携施設の要件緩和等ということで、こちらは国でも議論されているかと思えますけれども、連携施設、家庭的保育事業等が0歳～2歳までの施設で3歳以上の連携であったり、施設の土曜日のときの合同保育であったり、その辺の連携施設の議論があると思うんですけれども、各自治体とか行政によって3歳以上の空きがあるエリアと、ないエリアであったりとか、地域差がかなりあるかと思えます。

ただ、一概に連携施設をつくらなければいけないという基準があると、なかなか自治体の状況によっては、保護者からしてみると連携施設があるほうが安心して0歳から子供を預けられるというところですが、つくるほうとしては連携施設が必須という形になってくると家庭的保育事業等の開設が進まないという側面がありまして、こちら辺は柔軟に自治体の状況に合わせてある程度緩和したものを設定していけたらいいのかなと思っております。以上です。

○柏女会長 わかりました。後でまた、これも事務方から御意見を頂戴できればと思います。

ほかはどうでしょうか。

では、清水委員お願いします。

○清水委員 奥多摩町の清水と申します。

参考8で御説明いただきました「児童相談体制の強化に向けた都の取組」の中で①と④⑤、いろいろな形で児童虐待に対して対応いただいているという御説明をいただいたところでございます。

児童虐待については、なかなか減っていかないというのが報道等でなされているところで、悲しい事件があったことを踏まえて、報道等で児童福祉司の数も全国的に足りな

いということで、特に東京都さんは大阪府に次いで全国でワースト2というような報道もされているというところで、非常に難しい課題ではあると思うんですけども、私どもと連携する立場の児童相談所はかなり職員の体制も厳しいということを聞いております。職員さんも非常にハードな仕事に取り組まれているということで、せっかくいろいろな経験を積んだ方がそこでバーンアウトしてしまうような状況も少なからずあると聞いております。

なかなか児童福祉司を育てるのに、すぐに経験を積めるわけではないので、長い目で見てこれからも引き続き増員に取り組んでいただきたいということで、ここで児童福祉司23名、児童心理司13名増員されたということでございますけれども、引き続きこういう体制をとっていただきたいということと、あとは参考8で御説明いただきました警視庁との協議をぜひ急ぎ足で進めていただいて、やはりいろいろな角度から児童虐待の防止に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○柏女会長 児童虐待防止に対する強力な施策の推進ということで御意見がございました。では、河邊委員をお願いします。

○河邊副会長 今の御意見に重ねてお話をさせていただきたいんですけども、5つの目標のうち、切迫した状況をどう解消していくのかということで説明があつてよくわかったんですけども、目標の3は余り触れられていなかったのですね。今、児童虐待の問題が出たときに、起きたらどうするかとか、児相を充実していこうということはあるけれども、次世代に子育てをする人たちをどうよりよく育てていくのかというのもとても大きな方向性だと思うんです。

子供を産み育てることの喜びをどう伝えていくとか、そのための次世代育成、それに関しては多分、目標の3に入ると思うんですけども、目標の3を見るとそういう観点からは何も示されていなくて、方向性として東京都は何かお考えなのか、その視点はないのかどうか、お聞かせいただけませんか。

○柏女会長 ありがとうございます。これを受けて、また御意見があるようでしたら今いただきますけれども、そうしましょうか。

○河邊副会長 はい。

○柏女会長 では、これについては今のお考えをいただいた上で、河邊委員から引き続き御意見を頂戴したいと思います。事務局からお願いしたいと思います。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 目標3について本日詳しく御説明しなかったのですが、目標3は「子供の成長段階に応じた支援の充実」であり、具体的な施策としては、在宅子育てが中心ではありますが、さまざまな施策を推進しているところでございます。

河邊先生がおっしゃられた次世代次世代育成の観点での施策については後段の回答の中で触れさせていただければと思います。

○柏女会長 いいですか。

○河邊副会長 はい。

○柏女会長 では、最後のまとめでのところで御説明をお願いしたいと思います。

ほかにはどうでしょうか。

正木委員、お願いします。

○正木委員 やはり虐待に関してのことでございますけれども、現在、東京都医師会でどのような取り組みをしているかを御案内させていただきたいと思います。

私たちはちょっと目線を変えまして、早期発見ではなく、どのように予防していくの
がいいんだろうかということを常日ごろ考えております。先日も会議の中で話したことは、いわゆる園医だとか学校医が早くに子供さんに対してのいろいろな心配事を持っているお母さんたちを発見しましょうということでございます。これは、特に乳児健診だ
とか幼児健診、就学前の健診、あるいは予防接種歴を見ることによって、そのお母さん
とお子さんがうまくいっているかどうかというのはかなり発見できると思います。です
から、虐待をする前に何とかするためには、そこで我々医師がそういう目で物を見てい
くんだということを徹底的に今年から来年にかけて教育をしていこうと考えておりま
す。

また、結局、虐待死するお子さんの大部分が0歳児なんですね。それはどういうこと
かということ、望まぬ妊娠から、そして出産ということで起こってくるわけですが、
これは賛否両論あると思いますが、学校における性教育を我々はしっかりやっていこう
と。東京都でもセクションは違いますけれども、そこに関してははいよいよ動き出して
おります。ですから、その辺から入っていきたいと思います。

それと、全体的に言うならば、当然のことながら発見、そして予防するためには医師
だけではなく多職種連携、特に地域の人なども非常に重大な役割を果たしていただ
きたいと考えております。

先日、私は警視庁の方と少し飲む機会がございましてお話をしたんですけれども、警
視庁としてはできる限りのことをしたいとこの間はおっしゃってございました。

そういったことが現在、東京都医師会で行われていることでございます。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。妊娠期からの、いわば切れ目のない支援について
の医師会の心強い取り組みの内容について御紹介をいただきました。

ほかはいかがでしょうか。

では、杉崎委員お願いします。

○杉崎委員 最近、北海道の地震ですとか、大阪の台風など、全国で災害が起きており
ます。東京都内においても首都直下地震ですとか、大規模水害の被害想定が出ている中
で、今回のこの子供・子育て関係の目標の中に、例えば保育施設の災害時のいろい
ろな対応を行政としてバックアップするとか、あとは小さなお子様がいる家庭にお
いて、家庭での防災力を高めていくというような取り組みも非常に重要なのではない
かと思ってお

ります。

この点についても、東京都では総合防災部が所管だと思いますので、所管部署の方々と連携をとっていただきたいと思います。

- 柏女会長 ありがとうございます。災害対応、安全対策についての貴重な御意見を頂戴いたしました。また、わかる範囲で結構ですので、事務局からも今の連携状況等について御説明をいただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

では、伊東委員をお願いします。

- 伊東委員 資料3の目標1－4、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の件ですけれども、今の災害時のときのお話も含めてなのですが、我が子に食物アレルギーがあるんですけれども、学校によってかなり対応の幅が広く、都で決められたもの、国で決められたマニュアル、また区によってそれぞれ決まりごとというか、違ってきてはいるんですけれども、学校によって、また住んでいる地域によって対応に差があるということ、限界はあるとは思いますが、できるだけ幅を狭くしていただきたいと思いますという思いがあります。

それから、災害時に親がいつ我が子を迎えに行けるか。そういったところで、食事を預ける、預けない、そのあたりもこちらから働きかけをして初めて学校側で、では預かりますというような対応がありまして、アレルギーの話は入学時に話をしていたんですけれども、こちらから働きかけないとなかなか話が進んでいかないという現状があります。

就学前にアレルギーが軽減されるお子さんが多いんですけれども、小学生、中学生になってもアレルギーが残っている子というのはかなり重度の子供が多いのが現状です。ですので、いろいろなマニュアル等ができ上がってはいるんですが、もう少し具体的な話、マニュアルをつくっていただけたらありがたいなということを日々感じています。

- 柏女会長 ありがとうございます。御自身の親としての御経験を踏まえた貴重な御意見だったと思います。

ほかはいかがでしょう。

では、吉田委員をお願いします。

- 吉田委員 最初に質問のところなのかもしれませんが、今回無償化に当たって来年、19年の秋からと言われていますが、それによって恐らく、例えば20年の4月とか、入所希望の人がどれだけ増えるのかというのがまだ十分つかみ切れていないところも多分あるかと思います。

そういった意味では、ニーズ調査なりをもうちょっとしっかり突き詰めていかないと、どれぐらい実際増えたかというのが把握できないんじゃないかと思います。正直、僕もそこはふたをあけてみないとわからないというのが正直なところで、そこはやはりそう

いう調査をすることで少しでも準備万端で、無償化という方向はそこで変えられないと思いますので、それに対してしっかりとした対処ができるように調査なりをしていただければありがたいと思いました。

あとは、調査の目標値のところ、資料5の目標1の「妊娠期・子育て期の相談窓口の認知率」ということで、今回このような結果になりましたが、保健所とか保健センターは恐らく健診等々もあるので、行く機会というのはほかの施設よりは多いかと思っておりましたが、この子供・子育て支援の新制度自体がかなり複雑多岐なものになっておりますので、それをやはり一言でぼつと言える、理解するということが自体が正直難しいなと思っています。

そのためには行政の体制というか、それは行政がNPOなりに委託してもいいと思うんですけども、どこかに行けば必ずしっかりとこの制度のことについて理解でき、教えてくれるという場所がまず大事かと思っています。そのためには、一番左にある利用者支援事業というのが私は肝になってくると思っていて、まだその利用が11.5%にとどまっているということで、非常にそこは大事かと思っています。

この率をもうちょっと広報周知するなりして高めていくことでほかの事業も、例えばゆりかごの事業とか、あとは子供家庭支援センターのことについてもそうですけれども、振り分けていくようなことができればほかの施設の利用も自主的に増えていくんじゃないかと思っていますので、まず全体として周知していくというのは当然なんですけれども、その中でも特に利用者支援事業にもうちょっと重点的に対応していくことでほかの事業に広がっていくかなということも非常に感じると思います。

あとは、目標のところ、同じ資料5の2ページ目の一番下に「母親学級・両親学級の受講率」ということで書いてあります。このグラフを見ただけだと、母親がどれだけ行って、父親がどれだけ行ったかというのが具体的にわからないので、もしあれだったらそこをしっかりと把握できるような調査があれば教えていただきたいということのと、もしやっていなければその調査も含めて今後やってほしいと思います。

恐らく、自治体、行政でやっている保健センターの母親学級とか両親学級のことだと思うので、例えば病院とか、そういう施設に入っていて行っているそういう学級についても、この数字の中に入っているのかどうかを教えていただきたいということです。

もし入っていないということだったら、そこも把握できるようになると、もうちょっとこの数字の受講率が実際には高かったりみたいなのところも出てくるかなと思いますので、その調査方法についても教えていただければと思います。

あとは、27ページです。男性の「育児休業取得率」ということで東京都の数字が出ておまして、国の雇用均等基本調査だと今5.14%なので、それと比べれば、もちろん単純比較はできないとは思いますが、東京都は直近で12.30%というところは非常に評価できるんじゃないかと思っています。

一応、国が2020年に13%にしようという目標を掲げてはいますが、今、希望す

る男性が3割ぐらいいるとされていますので、もちろんこの上昇気流に乗ったようなグラフを描いていきそうな感じではあるので、今後ともそこは施策としてしっかりと取り組んでいただければと思います。

あと1点、先ほど河邊委員からもありましたけれども、私が昔、内閣府の子ども・子育て会議の委員のときに、基本指針というところを議論したとき、事務局が出した案では、子供の自己肯定感を高めていこうという文言はあったんですけども、一方で親の自己肯定感という文言は最初には入っていなかったんですね。

それで、そのときに私が指摘させていただいたのですが、やはり子供を育てる親側の意識をしっかりと醸成していくという必要性があると思ったので、その一言を言ったら、親の自己肯定感も醸成していこうという文言が入りました。

こういう目標とか調査についても、親に対してのアプローチというか、子供のための制度ではあるんですけども、それを通じて親側がどう成長できるのかというところも同時に、虐待の問題では本当に望まない妊娠等々もありますけれども、望まなかった結果、それによって逆にその支援がしっかりしていることで子供を育てる喜びが得られたり、逆に自分の人生の喜びが得られたりということも出てくるかと思いますので、そういう角度からも目標を立てていただけると親目線としては非常にありがたいと思っています。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。吉田委員が途中でおっしゃった、利用者支援事業のPRを重点的にやればほかのものの周知度も上がっていくんじゃないかというPR政策の重点化みたいな提案がありましたけれども、とても大事なことだと思いました。

もちろん、各市町村で利用者支援事業という名称そのものを使っていないということも周知率を下げているということにつながっているかとは思いますが、さはさりながら、ここを上げることによって、そこで紹介されればどんどん周知は広がっていくということとはとても大事なことだと思いました。ありがとうございます。

もう一つ、二つ御意見をどうぞ。

吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 東京都小学校PTA協議会の吉岡と申します。よろしくお願いします。

主に乳幼児の話題が多いように思いますが、小学校におきましては先ほど御意見のございました学校給食におけるコンビニ納付の実施ということが打ち出されておりますけれども、実際は引き落としが大変多いと思います。

ただ、PTA会費と同時であったり、教材費と一緒にだったりしますと、残高不足で引き落としがされないという事例があると伺っております。そうしますと、給食費の入金がないので、学校としては苦勞しているところが1点と、もう一つは担任の先生方も未納者への連絡等のような事務を担わなくてはいけないということが現実としてございます。

コンビニ納付になれば、それが軽減されるのではというところではあるのですが、

実は小学校につきましては、私たちPTA協議会から東京都の教育施策は今こうですよということを研修会や広報紙でお知らせしたり、都教委からも公立、区立市立の学校については東京都の指針は出すけれども、実際はその市区町村が主体となってやっているのではという御回答をいつもいただくところでございます。

ですから、これがどのように反映されていくのか。乳幼児への手厚いサポートも大事だとは思いますが、小学生期もとても大事なところなので、できれば給食費の無償化をぜひお願いしたいと思っていますところ。そのような意見を小学生の親からも聞いておりますので、こちらでお伝えさせていただきます。

もう一点、子供たちを犯罪から守るという観点ではとても充実して出していると思うんですが、このところ子供、小学生の万引きが増えているということ。先日、警視庁から言われまして、このたび都小Pとしてもリーダー研修会でそのことについて取り上げて、PTA保護者や先生方にお伝えしていく研修会がございまして。

そのようなことについて、アンケートをとりましたところ、保護者は割と意識が低い。小学生の万引き、特に低学年が増えてきているという現状もございまして、その辺もあわせて親たちへの啓発というか、そのようなものもあつたらいいかと思います。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、小山委員をお願いします。

○小山委員 認定こども園を運営している小山です。

今回、待機児が解消した一番の要因は多分、小規模保育所がかなり増えたんじゃないかと思うんです。小規模保育所が増えた割には、3、4、5歳児の受け皿がない地域が出ているんじゃないかと思うんです。それには、本当は幼稚園がこども園になって受け皿になるのが一番なんですけれども、幼稚園のこども園に対して問題が幾つかあるんですね。

1号児に対する補助なんですけれども、東京都の行っているキャリアアップの補助金についても1号児が全くついていないので、1号児が多いこども園については保育士あるいは教諭の補助額がすごく下がってしまって、保育園と比べると半分以下というところもかなり多くなっています。

そこら辺を何とか見直していただきたいのと、あとは研修制度がわかりにくくて、幼稚園側で受けている研修制度がこども園の場合、どちらをどれだけとればいいのか。それもよくわからなくて、幼稚園法人さんで小規模保育を行っているところは、幼稚園側でとった研修が小規模保育所では使えないということになってしまうのか。その点も、ちょっと懸念になってしまっているところ。す。

それから、幼稚園型一時預かりにこども園の2歳児が除外されていたりとか、東京都の加算の対象になっていなかったりとか、そこも幼稚園側ではよくわからない。幼稚園型こども園にとってはすごく難しくてよくわからない。なぜ幼稚園ができて、保育園に

は0、1、2がいるから2歳児は当然入れるんですけども、幼稚園型は認可外保育所を直接運営するか、小規模保育所等を運営するしか2歳児の扱い、あるいは一般型の一時預かり事業を行うということになるんですけども、全て市で認めていただけないと行える事業ではないんですね。ですから、まだ整備的なものはできていない。

それから、幼稚園型なり認定こども園が増加すると、今度は選択肢が増えるために3、4、5の保育所の定員割れが起きてしまうんです。そういう状況の中で、定員割れが例えば1割ぐらい減ると、キャリアアップの先ほどの幼稚園の1号児だけではなくて、定員割れを起こしたところもかなりの減少になってしまって、1人の職員単価でも10万円ぐらい年間で違ってしまう園が出てきているのは事実です。

ですから、東京都の補助は本当にありがたいし、研修制度も行っているところが多く出てきましたので研修も受けやすくなっているんですけども、認定こども園にとってみると、どうしていいかわからないし、この制度をどうやったら充実させられるのか。受け皿として一番適性があるんじゃないかと思う幼稚園型であっても、それを進めにくいところがすごくあるんですね。

そこら辺を今後もう少し東京都でも処遇改善で、私学助成だけではなくて、幼稚園型こども園や幼保連携型でも大規模な幼保連携であるとやはり同じような現象が起きていますので、その点も今後の御配慮ですね。

それから、ひろば事業等も充実して広がってはいるんですね。そうしたら、今度は市で減少させてくれ。予算が足りなくなりました。ひろば事業を今まではどんどん認めていたけれども、これはもう減らしてほしいという声が出てくる地域が出てきました。こちらとしては、せっかくやって職員も確保しているのに減少しなくちゃいけないというところも出ているので、この点もいろいろな障害になってきているのかなと思います。

今、待機児が減少したことによっていろいろな弊害が出ていることは事実ですので、今後その対策も必要なんじゃないかと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女会長 ありがとうございます。幼保連携型認定こども園にまつわる制度上の見直しの観点、公定価格もかかわってくるかと思いますが、キャリアアップ研修等々にも連動してくるんじゃないかと思いますが、そこはこの第2期計画策定に向けての重要な論点になるかとも思いますので、課題点を詰めていかなければならないと思います。

ありがとうございます。ここで一旦、たくさんの御意見、御質問を頂戴しましたので、事務方からそれぞれ部局ごとに御回答できる範囲で御回答いただいて、そして最後にまた10分、15分ぐらい、さらにそれを受けての御意見、御質問を頂戴できればと思います。

それでは、事務方でよろしくお願いいたします。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、いただきました御質問、御意見につきまして、担当ごとにまとめてお答えさせていただきます。

本計画は14局にまたがる計画でございまして、中間の見直しによりまして337の

事業を盛り込んでおり必ずしも事業所管全てが出席しているわけではなくこの場でお答えできない項目もございますが、御理解いただきますようお願いいたします。

まず私からですが、杉崎委員から、各局でさらに連携し施策を進めてほしいとのお話をいただきました。行政内部の検討機関としまして副知事をトップとした子供・子育て推進本部という会議体があり子供・子育て会議でいただいた御意見を報告し、検討しております。その会議体に所属する14局が連携して子供・子育て施策を総合的に推進しております。引き続き連携、協働し取り組んでまいります。

次に、河邊委員、吉田委員から次世代に向け親支援をとの観点からご意見をいただきました。東京都においては、子供を持ちたいと願う全ての人々が安心して子供を産み育てることができるよう環境整備していくことが重要と考え、さまざまな施策を本計画に基づいて実施しているところでございます。

先ほど、目標の3ではその視点での施策が薄いのではないかとのお話をいただきましたが、目標3だけではなく、目標1で地域における妊娠・出産の切れ目ない支援、また目標2において乳幼児期における教育、保育のサービスというところで、具体的には施策を実施しております。引き続き幅広く事業を推進してまいります。

また、今回のグラフデータの基になっております福祉保健基礎調査に触れさせていただきます。基礎調査は、都内にお住まいの小学生までの子供を養育する保護者の方、6,000世帯を対象に実施している調査でございます。さまざまな設問がありますが回収率は64%以上と非常に高い調査です。そういった調査結果も踏まえて施策に反映しているところであり、調査の中の自由意見欄では必ずしも設問では網羅されていない御意見や、グレーゾーンといたしますか、利用者の声を伺うような形になっておりますので、そういった内容も参考に引き続き施策を展開してまいりたいと思います。

私からは最後になりますけれども、3点目、吉田委員からいただきました利用者支援事業の推進です。先ほど柏女会長からもお話がありましたが、平成29年度末時点で47区市村、237カ所で展開しております。新しい制度でまだ認知が進んでいないこともあり、区市町村の利用者支援事業の取組を事例集にして、区市町村に情報提供させていただいております。引き続き、利用者支援事業を推進してまいります。

続きまして、事業推進担当課長からお答えさせていただきます。

○佐瀬福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長 少子社会対策部事業推進担当課長の佐瀬でございます。私からは、吉田委員から御質問いただきました資料5の2ページ、母親学級、両親学級の受講率についてお答えさせていただきます。

こちらの数値でございますが、分母に妊娠届け出数総数、分子に母親学級母性科、一般・両親・その他の受講者数としてこの率を出しております。

区市町村は、妊婦さんから妊娠届けを提出していただくことに母子保健法上なっておりまして、それぞれの区市町村さんで妊娠届けが出た数を東京では取りまとめているので、分母にはその数を使っております。

分子でございますが、区市町村、自治体で行っている母親学級での受講者数をやはり東京都で統計として取りまとめておりまして、そちらを分子にしてこちらの数字を出しております。

私からは、以上でございます。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 それでは、家庭支援課長から、まず須藤委員からお話のございました学童クラブに関しての人件費相当の今後の予算ということで、今後も実態を踏まえながら施策を考えてまいりたいと思っています。

そして、そしてその次に御質問のありました学童クラブの直近の実績でございますけれども、参考の1の5ページに164番というところで「学童クラブの設置促進」の数字を挙げております。29年度実績がまだ未確定というところで、最新は28年度実績で1,785カ所、余裕教室等を活用した学童クラブの整備で93カ所というふうな実績になっております。

次に、清水委員からございました児童虐待の対応等でございます。まず児童福祉司や児童心理司専門職の増員ということで、毎年こちらは増員をさせていただいているところです。片や、増員だけではなく人材の育成というところも非常に難しい。一人前になるのに3年ぐらいかかる。そこにも力を入れなければいけないということで専門課長の増など、教育育成の面でも力を入れております。

プラスしまして、児童福祉司のクランクなど、児童福祉司を補佐するような非常勤職員も採用して増をしているところでございます。こうしたところを総合的に今後も増員する方向で、丁寧に育成しながら増員していくというところに取り組んでまいりたいと思います。

そして、児童相談所だけでは児童虐待というものは解決できないのが実情でございます。区市町村の子供家庭支援センターの皆様とは車の両輪となって一緒になって協力していただくということ、それから関係団体の皆様とも一緒に予防や対応、早期発見、対応ということで、皆さんでチームになってやっていきたいと思っております。

それから、警察との協議でございますけれども、今まで身体的虐待で一時保護をして家庭復帰、在宅指導をするケースについて協定を結んでいましたが、そのほかの身体的虐待以外の虐待も含めた拡大化というところで今、進めているところでございます。

以上でございます。

○柳橋福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 続いて、保育支援課長から何点かお答えさせていただきます。

まず、須藤委員から御意見も含めてだと思いますが、お話のございました保育人材の確保についてであります。これまでもこの会議の中で、あるいはこの会議以外の場でも、さまざまな場において、やはり保育人材の確保については保育事業者の皆様からたくさん御意見をいただいているところです。

おっしゃるとおり、都内養成校の卒業生だけでその年、新たに開設する認可保育所を

始めとする保育サービスを支える人材を賄うということはできませんので、我々としては現在、保育士として働いていらっしゃる方の定着支援と、それからいわゆる潜在保育士、保育所を離職されている保育士の方々の掘り起こしといったことに力を注いでいるところでございます。

核としては、保育人材・保育所支援センターというところで復職のための研修プログラムですとか実習も含めた支援、あるいは就職のための相談窓口というものも設けているところです。

また、今年度から区市町村ごとに行う地域に根差した就業支援、こういったものを行う区市町村を支援するといった事業も取り組み始めているところでございます。

保育人材については、保育人材の資質と、その人材の数と、両方とも大事だと思います。その両方、質と量の両輪として都としても引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

それから、今野委員からございました認定こども園のお話でございます。東京都としては、2019年度末の待機児童解消に向けて保育サービスの拡大に取り組んでいるところでございます。保育事業者、あるいは幼稚園経営者、それから区市町村など、各地域の関係者のお考えや、保育ニーズに応じて認可保育所を整備するのか、認証保育所を整備するのか、あるいは認定こども園を推進していくのか、地域ごとさまざまな方針がある中での東京都の目標もあるわけでございますけれども、いただいた御意見も参考に、次期計画改定に向けてさまざま検討していきたいと思っております。御意見、ありがとうございました。

それから、城所委員からございました面積基準の話です。認可保育所における弾力運用導入に当たっては児童福祉審議会において東社協保育部会の皆様からさまざまな御意見をいただいた経緯があることは認識してございます。現状、認可保育所においてこの弾力を活用している例はないと聞いております。

ただ、我々としては依然待機児童が5,000人以上いる中で、区市町村の取り組みを引き続き支援していきたいと考えてございまして、今回、幼保連携型認定こども園につきましても、区市町村の選択肢を広げるという観点から、今回取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

私からは、以上です。

○多田福祉保健局少子社会対策部認証・認可保育施設担当課長　続きまして、認証・認可外保育施設担当課長の多田でございます。私からも、何点かお答えさせていただきます。

まず、須藤委員からお話のありました休日・夜間保育につきまして、公立保育所が率先して行うべきだという御意見です。この件につきましては、参考4の資料にあります、東京都待機児童対策協議会の協議事項である多様な保育の受け皿の確保の一つとして現在検討しているところでございます。休日、また夜間のニーズへの対応が進みますよう、今後も区市町村とともに検討を深めていきたいと考えております。

もう一点です。横田委員からお話のありました、家庭的保育の連携施設関係の要件緩和の件です。この件につきましても、待機児童対策協議会における協議事項の一つとして検討しているところでございます。その中で、各自治体からさまざまな工夫した取り組みというものを披露していただけて内容を共有したところです。

具体的には、例えば地域型保育事業者と公立保育所、そして民間保育所の三者での協定を結ぶということですか、地域型保育事業を卒園した後の3歳児以降、認可保育所に優先入所できる仕組みですか、こうした事例について共有したところです。

家庭的保育事業等の連携施設関係の要件緩和ですけれども、設置の促進という一面はあるとともに、やはり安心して利用できる仕組みというものを整備するというのもあわせて必要だと思っておりますので、こうした各自治体の優れた取り組みを共有化することで家庭的保育事業、小規模保育事業の施策を進めていきたいと考えております。

私は、以上になります。

○新田教育庁地域教育支援部義務教育課長 教育庁の義務教育課長でございます。

委員からお話しいただきました件について1点、須藤委員と吉岡委員からいただきました給食費の関係と、それから伊東委員からいただきました食物アレルギーについてコメントさせていただければと思います。

まず給食費に関してでございますが、先ほどコンビニ納付という話もございましたが、全国的に文部科学省におきましても現在、公会計化ということで給食費の徴収、それからその管理の仕方について今、検討が進められていてガイドラインが出るというふうなお話をいただいております。今、御指摘のあった件も踏まえながら、小中学校、区市町村教育委員会との連携をしていければと思っております。

また、あわせて給食費の無償化についても御意見をいただいたところでございますけれども、このことについてさまざまな御意見をいただいているところでございます。全国的には無償化という動きをしている自治体数はまだまだ少ないところでございますし、そもそも教育費のあり方ということで国の動向も見ながら進めて考えていきたいところでございますので、御意見として拝聴させていただければと思っているところでございます。

それから、食物アレルギーについてでございますが、御指摘のとおり、ガイドラインであるとかマニュアルといった形で各区市町村と連携は進めているところでありますけれども、それに加えまして養護教諭でありますとか、あとは管理職を通じた研修というものを通じながら、東京都全体での食物アレルギーに対する認識を深めていただくように努めているところでございます。

まだまだ不十分なところがあるかと思いますが、研修内容については随時改善しながら学校間、それから学校内の職員間での差ができないように努めているところでございますので、これについてもまた今後の検討の中で御意見としていただきたいと思いますと思っております。ありがとうございました。

○柏女会長 ありがとうございます。丁寧な御回答もいただき、感謝をいたします。

あと10分ほど追加で御意見、御質問をいただくことができます。

河村委員、お願いいたします。

○河村委員 ただいま皆さんからいろいろな意見をいただきましたので、3点ほど、我々がやっている実態と、これからやっていただきたいという意見を申し上げたいと思います。

まず1点目でありますけれども、須藤委員から言われましたように学童保育の問題です。うちの町は、学童保育の指導員を確保するのになかなか今は難しい状況です。そういう意味では、今の報酬なり、あるいは週に何回かということであると、なおほかのところに比べて人材が少ないわけですから、この辺の実態を踏まえてやっていただかないと、子供・子育て支援をいろいろな意味でやっている中では後退してしまうのかなという懸念を持っております。今、現実募集しておりますけれども、手を挙げてくれる人がおりません。したがって、これは処遇の問題、要件の問題、あるいは年齢の問題等を含めて考えていかなければいけないかと思っていますところでございます。

それから、吉岡委員が言われました給食費でございますけれども、うちの町は今、少子高齢化、特に若者定住化を積極的に進めております。そういう点では、2年ほど前から児童生徒が若干増えてまいっております。給食費の問題について、あるいは子育て支援の問題については、15項目にわたって今、無償化等を実施しております。給食費については、全額助成でございます。

そういう点では、一つそこで原則をつくっております。これは、今回、国が言っている3歳～5歳児を無償化するというのは非常にいい問題なんですけれども、その無償化によって権利と義務があやふやになるということで、3年ほどこの福祉事業を始めるときには私どもは全部申請主義であります。

したがって、本来、義務としてやらなければいけない納税の義務、あるいは給食費等々、公的な支払いをしない。それには該当させないということを徹底してやった結果、滞納はほとんど今、出ておりません。それ以前は、給食費でさえ滞納がありました。

だから、そういう法律をつくる、あるいは条例をつくるときに、権利と義務だけははっきりさせてもらいたいというのが今、私がいろいろな仕事をしている実態でございます。

特に、介護保険については滞納すると介護保険を受けられないというふうに法律で決められております。それ以前に、国民健康保険法では滞納してもそれは決められておりません。そういう点で、国民健康保険の滞納はまだ依然として続いて、それをどう解消するかというのに相当なエネルギーを使ってやっているということですから、新しい制度、法律をつくるときにはそういう基本的なことをきちんと議論して、どうしたらいいかということを考えていただきたいと思います。これは東京都だけの問題ではなくて、無償化の問題等についてはそういう問題が現実に行う我々の側としては含まれて

いるということを言っておきたいと思います。

それから、うちの清水が、虐待の問題のお話をさせていただきました。今、うちの部分では子供家庭支援センターの職員が総がかりで、保健師から警視庁等々を含めて一緒になってその問題に取り組んでおります。

振り返ってみますと、私どもの町村は内陸部では4町村がございます。瑞穂町、日の出町、それから奥多摩町、檜原村、この福祉の行政を担っているのは、福祉事務所はございませんから東京都が旧来から西多摩の福祉事務所がございます。当時、私も福祉の担当をしたことがありますけれども、昭和42年代には福祉事務所に児童福祉司がおりましたし、母子相談員もいました。そういう意味では、この児童福祉の問題というのは非常に大きな問題だと思っておりますし、それを今これからいろいろな意味で確保していくのに3年ぐらいかかるというお話もございました。

しかし、その間どうしていくかという問題についても、この計画の中にきちんと明示をしてほしいと思っております。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。貴重な御意見を頂戴しました。

あとお一人、お二人ということで、どうぞ山内委員お願いします。

○山内委員 山内と申します。よろしくお願いします。

私は、補助金ですとか、事業者様の実態がわからないので、一保護者の感想を含めた意見なんですけれども、今、子供が小学校に上がったばかりで2年生なんですけど、日々すごく大量に連絡文書のようなものをもらってきています。こういったものを見るにつけて、先生方、またこども園のときは保育士さん方がすごい労力を割いてこういったものをつくっているんだろうなというふうに実感しまして、大変さを感じたところです。

いろいろ働き方改革とか人手不足とかございますが、人口動態的には必ず人が減っていく。どの業態でも、人手不足というのは喫緊の課題であると思います。そうであれば、逆に業務の効率化、こういったところはもう既に小学校でも保育士さん、保育園、こども園、いろいろなところで既にやっているとは思いますが、こういった紙でつくるようなものを少なくするというのも一つの手ではないかと思います。

例えば、そういうタブレットとかでもいいんですけど、こういったものを配布することで、例えば出席の連絡をそれで回答するとか、あとは簡単な周知情報とかもそういったもので渡すとか、恐らく人を1人雇うよりもそういった機材を1台利用するほうがコスト的には安いと思います。

この辺は自分も半分専門なんですけれども、そうするとこれから人手が不足していくに当たって一人一人の保育士さんとか先生方が、より子供さんに接するための時間を増やすといったところで業務的な事務作業を減らしていけるんじゃないかということが考えられますので、小学校では例えばICTの環境の整備とありますけれども、もし保育園、こども園、幼稚園、そういったところでも検討ができるのであれば、何かしらそういった業務の効率化というところに着手されたいかかなと思いました。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。ICT化を進めていかないとならないですね。

ほかはよろしいでしょうか。

では、内野委員お願いします。

○内野委員 給食の件で、国の子ども・子育て会議でも7月30日に出てきていたようですけれども、先ほどの無償化にかかわる有識者会議の中で、そもそも今の給食の無償、給食費に関して子供の認定の範囲によって扱いが違う。3号認定、3歳未満に関しては主食費、副食費が国費の中で、公定価格の中で見られている。2号に関していうと、国基準では主食費は出ない。御飯は、自分で持ってこいよという考え方です。それで、1号に関しては両方とも出ない、実費徴収になるよという考え方です。

そもそもこれがおかしいんじゃないかということで、有識者会議の中では全て有償にするべきじゃないかという話になっていて、7月30日に保育所団体からは、これはちょっと違うだろうという御意見もあったかと思います。

その辺のことも含めて、東京ではほとんど2号児に関しても恐らく徴収をしていないと認識しておりますので、せっかくでしたら今こういう時代ですから、高いほうの福祉レベルにあわせていくということで、東京都も御検討いただければありがたいと思います。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

本日は、本当にたくさんの御意見を頂戴いたしました。この意見を参考にさせていただいて、次回に向けての検討を進めていただいて、今回は恐らく第2期計画のキックオフが始まるということになるかと思いますので、そこに出していただければと思います。

あとは、本日とてもよかったなと思うのは、アウトカム評価についてこの子供・子育て会議でいろいろな指標を御議論していただいて、それをもとに計画が始まる前と、それから計画はまだ終わっていませんけれども、この段階でのアウトカムの比較を事細かに出していただいたのはとてもよかったと思います。

多くの数字が右肩上がりという形になっておりましたが、中にはほとんど変わらない、あるいは下がったものなどもありますので、それら一つ一つの原因もたどりながら、さらに何が必要なのかということを考えていける大きな素材になるかと思っています。

それからもう一つは、今回出されたアウトカムの結果が、今度は第2期計画のベースになっていくということでよろしいんですね。

そうなりますので、さらにそこから5年たったときにどうあるべきなのかということ考えた上で、次回からの第2期計画の検討に生かしていければと思います。そういう意味では、福祉保健調査のような大きい調査だけではなく、例えば社会的養護の子供たちの対象児童のアンケートとか、そういうものもあったと思いますが、それも引き続きまた続けていただいて、ベースをしっかりと固定した上で、計画のアウトカムをしっかりと見ていくということが大事だと思いました。ありがとうございます。

それでは、特に委員の皆様方からなければ、事務局から次回等の日程について御説明

いただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

○園尾福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日も、各委員の皆様から貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に、資料6で今後のスケジュールについて簡単に御説明させていただきます。

資料の上段、「会議の運営」の項目の欄ですが、本日、事業の成果と事業の実績について御報告させていただきました。次回は年明け1月か2月ごろに、14回全体会議を開催させていただく予定です。

柏女会長からお話がありましたように、本日いただいた御意見を踏まえて次期計画策定に向けた検討等を予定しております。会議の具体的なスケジュールにつきましては、後日、事務局から皆様に日程調整の御連絡をさせていただきます。

資料集のパイプファイル及び計画の冊子につきましては、机の上に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましてはお持ち帰りいただいても構いませんが、机の上に置いたままにしていただければ後日、郵送させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

○柏女会長 最後ですが、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。皆様、ありがとうございました。

閉 会

午後3時59分